

島根県警察職員の人事記録カード取扱いに関する訓令

(昭和43年12月7日島根県警察訓令第24号)

(概要)

この訓令は、島根県警察職員(臨時職員を含む。)の人事記録カードの取扱いについて必要な事項を定め、職員の公正かつ能率的な人事管理に資することを目的としたものです。